

令和3年度 第2回

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 議 資 料

〔 諮 問 〕

説明用資料

<前提として>

市の条例の規定により、「市のコンピュータ」と「市以外の事業者のコンピュータ」を接続して、市から事業者へ個人情報を提供する場合は、審議会に諮問し、意見を聴くこととなっています。

<今回の諮問案件>

今回の諮問案件は、1件（「公共施設予約管理事務」）のみです。

市では、令和4年4月から、公共施設（コミュニティセンターや体育館など）の利用予約について、インターネットでの受付を始めます。受付には、TKCという事業者が開発した予約システムを使用する予定です。

TKCは、宇都宮市に本社がある会社で、自治体向けのシステム等を開発している事業者です。TKCでは、情報セキュリティマネジメント認証及びプライバシーマーク認定を取得し、個人情報の保護に必要な措置を講じるための体制を整えています。今回の予約システムについては、埼玉県内8市で既に導入されています。

■公共施設の利用予約方法

	現在	令和4年4月～
①窓口に出向いて直接予約	○	○
②電話で仮予約（※1）	○	○
③スマホやPCで仮予約（※2）	×	○

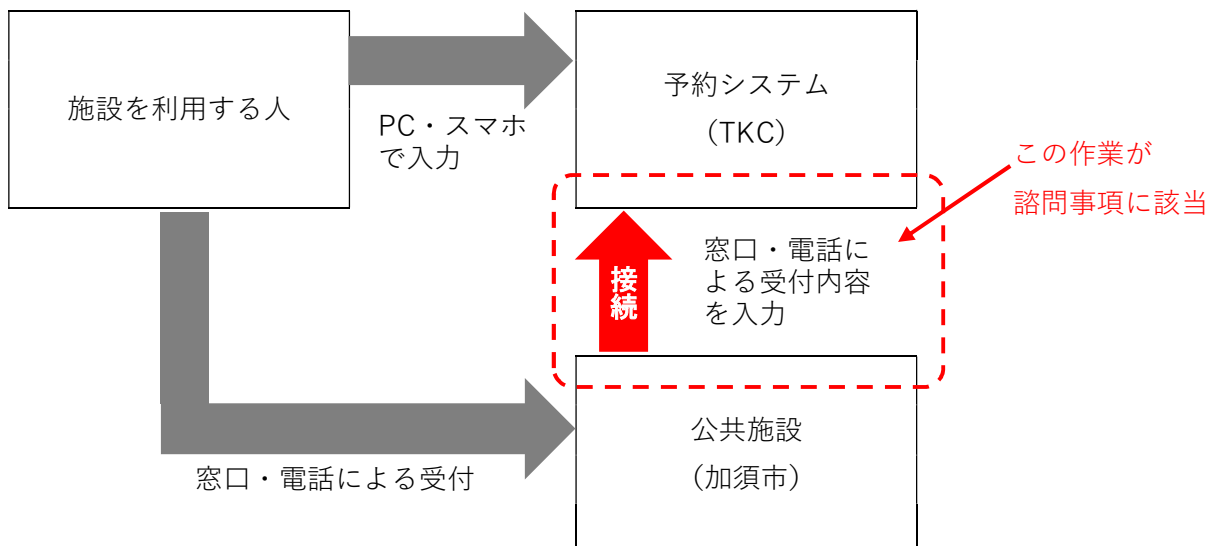
※1 施設によっては、電話での受付は行っていない施設もあります。

※2 仮予約後、本予約申請のため窓口に来ていただく必要があります。

令和4年4月からは、上の表のとおり、受付方法がインターネットのみになるわけではなく、窓口や電話でも併せて受付を行います。

窓口や電話で受付をした場合は、利用者から聞き取った情報を市が予約システムに入力します。この作業が、「市のコンピュータ」と「市以外の事業者のコンピュータ」を接続して、市から事業者へ個人情報を提供する場合に該当するため、今回審議会に諮問を行うものです。

■予約システムのイメージ





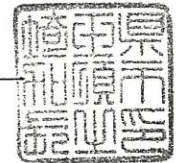
加須市個人情報保護に係る事務処理についての諮問書

加協発第607号

令和3年11月25日

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会会長 様

加須市長 大橋 良一



個人情報保護に係る事務処理に関し、加須市個人情報保護条例第9条の規定により、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 個人情報保護に係る事務処理の区分

コンピュータの外部接続による外部提供についての諮問

2 諮問内容

【公共施設予約管理システムのクラウド運用（LGWAN-ASP）について】

本システムは、公共施設の予約申請や空室状況把握、施設開館状況等についてインターネットを用いてオンラインにより行える機能を備えたシステムで、公共施設利用者の利便性の向上と、新型コロナウイルス感染防止のため、新たに導入するものです。

当該システムは、LGWAN（自治体が利用するセキュアなネットワーク）によるクラウドを予定しており、市が管理するコンピュータシステムとシステム提供者が管理するデータセンター内のコンピュータシステムとを通信回線により接続し、個人情報を外部提供するため、貴審議会に意見を求めるものです。

3 所管課

市民協働推進課

1 コンピュータの外部接続による外部提供についての諮問

(第9条関係)

所管課：市民協働推進課

外部提供の内容	外部提供の 開始年月日	外部提供する 個人情報	個人情報保護措置
公共施設予約申請に係る情報を一元管理するシステム（公共施設予約管理システム）の LGWAN によるクラウド運用を行うため、公共施設予約管理業務に必要な個人情報を次の者に外部提供すること。 <外部提供先> (株)TKC	令和4年 2月1日予定	公共施設予約申請に係る聴取する情報（氏名、住所、電話番号、団体名、利用目的、メールアドレス等）	クラウドサービスの提供者（外部提供先）と契約を締結し、「個人情報の取扱い」及び「加須市個人情報取扱特記事項」に基づく個人情報保護に関する事項を規定する。

加須市委託契約書（案）

- 1 委 託 名 加須市公共施設予約管理システム構築委託
- 2 履 行 場 所 加須市三俣二丁目1番地1
- 3 履 行 期 間 令和 3年 12月 日から
令和 4年 3月31日まで
- 4 委 託 料 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額)
金 円
- 5 契 約 保 証 金 免除
- 6 前 払 金 なし
- 7 その他特定条件 加須市委託契約約款第16条 抹消

上記の委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年12月 日

発 注 者 住 所 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1
加須市
氏 名 加 須 市 長 大 橋 良 一

受 注 者 住 所 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
株式会社 TKC
氏 名 代表取締役 飯 塚 真 規

加須市委託契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書（現場説明書等を含む。）及び図面に従い、契約を履行しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(委託工程表の提出)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に委託業務（以下「業務」という。）に基づいて委託工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の委託工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は業務の内容が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 委託工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

3 受注者が前払金の使用によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第6条 発注者は、監督員を定めたときは、受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、

同様とする。

(現場責任者及び技術管理者)

第7条 受注者は、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定め、発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、発注者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場責任者の業務における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場責任者について業務の現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。

5 現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。

(業務の調査等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の内容の変更、中止等)

第9条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した履行期間の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第11条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生に発注者の責めに帰すべき理由がある場合は、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第12条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求め、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査に合格したときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

- 4 受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果物を発注者に引き渡さなければならない。
(委託料の支払い)

第13条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続に従って委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、受注者に委託料を支払わなければならない。
(契約不適合責任)

第14条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第15条 この契約に関し、受注者（共同企業体の場合にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の委託料（この契約締結後、委託料の変更があった場合には、変更後の委託料）の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する

行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
 - (5) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 3 受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（前金払）

- 第16条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の履行期間の終期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金の支払いを請求することができる。ただし、その額は、委託料の10分の3を超えない範囲内とする。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 受注者は、委託料が著しく増額された場合においては、受注者は、その増額後の委託料の10分の3から受領済の前払金の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては前項の規定を準用する。
 - 4 受注者は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金の額が減額後の委託料の10分の4を超えるとときは、受注者は、委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
 - 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。
 - 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（発注者の任意解除権）

- 第17条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第19条の規定によるほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 第5条の規定に違反したとき。
- (4) 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項又は第26条第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、第16条の規定による前払金があったときは、受注者は当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により業務の内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条の規定による業務の中止の期間が履行期間の10分の5以上に達したとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条 第21条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第24条 この契約が解除された場合には、第1条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、第21条又は前条各号の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第25条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第18条、第19条又は第26条第3項によるときは発注者が定め、第21条又は第22条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前段前後に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると発注者が認めたとき。
 - (2) 前号において、違約金を徴収して履行期間を延長することができるとき。
 - (3) 成果物に契約不適合があるとき。
 - (4) 第18条又は第19条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (5) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者、は委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第18条又は第19条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、遅延日数に応じ、委託料に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を請求するものとする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第27条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第13条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅

延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(保険)

第27条の2 受注者は、設計図書に定めるところにより火災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第28条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第12条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その請求を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 第2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計仕様書の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容又は発注者の指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(秘密の保持等)

第29条 受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(個人情報の保護)

第30条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「加須市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(定めのない事項等)

第31条 この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

加須市個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務上知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後においても同様とする。

3 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約により業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第5 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(個人情報の目的外利用等の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の返還)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法による。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(事実の公表)

第12 受注者の責に帰する事由により、受注者が個人情報取扱特記事項に関する義務に違反し、発注者が損害を受けたと認めるときは、発注者は、その事実を公表することができる。

(その他)

第13 受注者は、前第1から第12までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

加須市公共施設予約管理システム構築委託にかかる基本仕様書

1.システムの名称

システムの名称は「加須市公共施設予約管理システム」とする。

2.システム導入の目的

加須市が管理する公共施設（文化・学習施設、スポーツ施設等）の施設予約において、クラウド型の公共施設予約システムを導入し、施設利用者がインターネットを介して、パソコンやスマートフォン等から予約状況の確認・利用の予約等が可能となり、施設利用者の利便性と公平性の向上を図ることを目的とする。

3.構築期間

- (1) システム構築は、令和3年12月から令和4年3月末日までとする。
- (2) 令和4年1月からテスト運用を開始し、令和4年3月から本格運用する。
- (3) 詳細なスケジュールについては、別途協議のうえ決定する。

4.前提条件

- (1) ネットワークやPC端末は既存機器を使用する。
- (2) 管理者側、利用者側でストレスなく操作できること。※概要性能は以下の通り。

○管理者側(既存機器)

OS : Microsoft Windows 10 Enterprise 2016 LTSC以降
CPU : Intel(R)Core(TM)i5-6200U CPU 2.30GHz 相当
メモリ : 4GB 以上
ブラウザ: Microsoft Internet Explorer 11, Microsoft Edge, Google Chrome

○利用者側

インターネットを通じ、パソコン及び様々な端末(タブレット端末・スマートフォン・携帯電話等)からの利用を想定し動作すること。

(3) データの提出

本システムを将来リプレイス等により移行する場合には、無償で全データをCSVまたはEXCEL等のファイル形式で提出すること。ただし、本システムに利用者情報登録データ、収納情報データを排出する機能を有する場合は、加須市にて対応する。

また、抽出ファイルのデータ項目説明資料を提示すること。

5.構築予定範囲

システム構築の範囲は、次のとおりである。

(1) 加須市公共施設予約管理システムの構築業務

- ① クラウド方式によるシステムの提供。データセンターはセキュリティ及び保守等を考慮し、構築業者所有のものとする。
- ② 加須市の公共施設の登録及び料金(基本使用料・通年使用料・減免等)、時間等条件設定(予約・変更・削除等予約管理に必要な基本設計)業務
※対象施設や貸出数の単位、については、「対象施設一覧」を参照とすること。

③操作研修等業務(資料を含む)、仮稼働前に職員を対象とした操作研修を実施すること。

(2)システム構築時作業

導入時作業は以下のとおりとする。

項番	作業項目	仕様
1	要件・打ち合わせ協議	システム設定の基準を市民協働推進課、各施設担当者に説明し、設定条件を決定する ・施設の運用内容(料金体系、貸出時間割、休館日、予約受付開始終了日時、抽選方法 等) ・必要な帳票の種類および表示内容 ・各画面の入出力項目の過不足 ・予約不使用時のペナルティの扱い など
2	カスタマイズ	ノンカスタマイズを前提に協議する
3	マスターデータの登録(コード情報、施設情報等)	システムを使用するうえで必要な、施設に関する情報(料金体系、貸出時間割、休館日、備品等)や施設の種類、使用目的の種類、減免等の種類についてシステムに移行、登録を行う
4	職員情報登録	システムを操作する職員の情報(担当施設および機能の操作権限等)を登録する
5	各クライアントの動作確認	システムを利用する機器(職員端末)上でシステムが問題なく操作することを確認する
6	運用テスト、検証の立ち会い、対応	加須市が動作確認や検証や練習等を行った際に生じた問題点・疑問点についての説明やシステムの対応を行う
7	施設管理者への操作説明	システムを利用する担当職員等に対し、操作説明会を実施する
8	各種説明書の作成	施設管理者、システム利用者(職員)向けの操作説明書を作成する
9	FAQ	施設利用者、担当職員それぞれに向けた FAQ を作成する
10	本番運用支援	システム公開当初、現場に混乱が発生しないよう運用支援を行う
11	提出図書の作成(完了届、操作説明書 等)	提出図書を納品する。必要な場合には、導入作業の途中時期における一次納品も行う。システム管理者に、操作説明書を作成する。

(3)納品物

- ①ソフトウェア 1 式(ASP サービスを含む)
- ②操作マニュアル(職員用)
- ③施設マスターデータ登録内容一覧

- ④職員情報登録内容一覧
- ⑤その他協議のうえ、定められたもの

6.システム機能要件

(1) 基本要件

- ①安定的な運用やセキュリティ対策等、高度な専門性に対応するASP方式を採用すること。
- ②データ通信は暗号化が施され、情報セキュリティが確保された安全な運用（職員においては LGWAN の活用等）、サービスの提供が実施できること。
- ③安全性、安定性、拡張性が確保されたシステム構成であること。
- ④障害時において、緊急対応ができること。
- ⑤特定のシステム及びバージョンに依存しないこと。
- ⑥24 時間 365 日サービスが利用可能であること。
- ⑦サービス監視、死活監視は 5 分間隔以内に行われていること。
- ⑧バックアップはシステムを停止することなく毎日実施すること。
- ⑨テスト環境または動作の確認が可能な環境を準備すること。
- ⑩アクセシビリティに配慮した作りであること。
- ⑪機能強化やユーザの要望を取り入れ、定期的にシステムのバージョンアップを使用料の範囲内で行うこと。

(2) システム詳細機能に関する事項

システムの詳細機能については、「機能要件」に記載されている要件が実現できていること。

(3) データセンターに関する事項

データセンターは、以下の要件を満たすこと。

- ① 立地条件
 - ・地震、風水害等の自然災害の影響を受けにくい地域であること。
 - ・災害時、隣接した建物からの影響を受けにくい場所であること。
- ② 地震対策
 - ・免震構造または耐震構造を採用し、耐震強度は震度 7 相当であること。
 - ・震災時に危機が移動、転倒しないように対策が施されていること。
- ③ 火災対策
 - ・火災報知器、消火器、防火区画等の設備を備えていること。
 - ・IDC 室内には自動ガス消火装置を備えていること。
- ④ 漏水・浸水対策
 - ・電源装置、自家発電装置及びサーバールームは漏水、浸水による被害を防ぐよう設置されていること。
- ⑤ 電気設備
 - ・発電所から 2 系統以上の電源供給と、無停電電源装置 (UPS) 及び自家発電装置を備え、それらの電源自動制御が行われていること。
 - ・自家発電装置は停電時にも 48 時間以上電力供給が可能であること。
- ⑥ 空調設備
 - ・機器に最適な温湿度を保つための空調機制御が行われていること。

- ・室内の温湿度の変化を常に監視、記録し異常な変化を監視していること。

⑦ 入退館管理

- ・入退館管理が実施されていること。

⑧ サーバ室の管理

- ・入退室はIDカード、生体認証等を用いた厳重な管理を行っており、入退室の履歴を取得していること。
- ・権限を持った者のみが入退室可能な管理を行っていること。
- ・サーバラックはラックごとに施錠され、ラックの鍵の利用管理も行っていること。

⑨ セキュリティ認証の取得

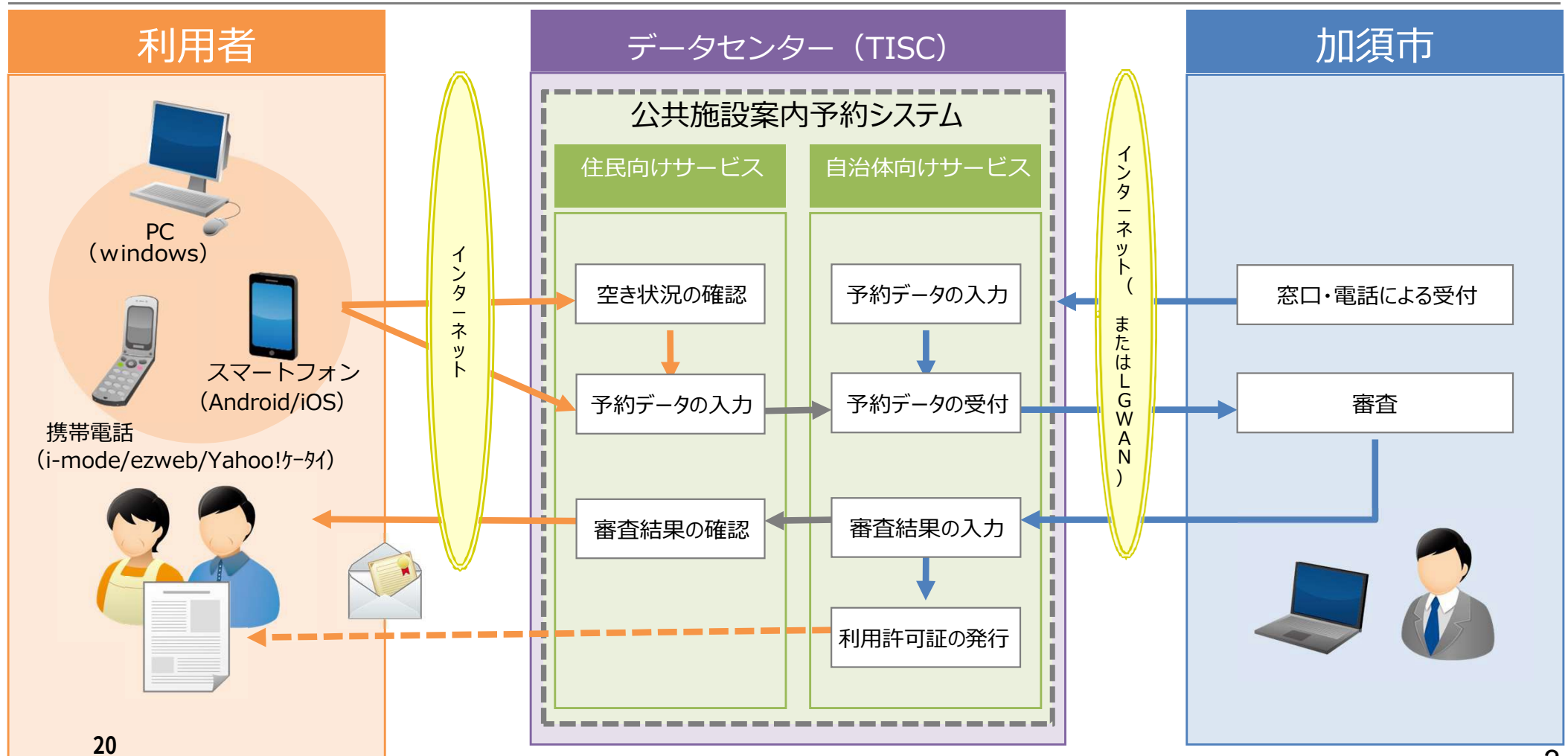
- ・「ISO27001」の認証を受けていること。

(4) 運用・保守要件

- ①本システムは 24 時間 365 日稼働すること。ただし、システムのメンテナンス等を実施する場合にはこの限りではない。
- ②システムのメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する場合には、事前に加須市の承認を得るとともに、施設利用者及び職員側利用者に対して、事前にシステムトップページでその内容および期間を予告周知し、システムメンテナンス中も可能な限りその旨を周知すること。
- ③障害電話受付は、8:30～17:30 とする。
- ④障害が発生した場合は、1 時間以内に復旧に着手することを原則とする。

公共施設予約管理システム概念図

システムの概念図



公共施設予約管理システムに関するQ & A

1 公共施設予約管理システムの利用について

問 利用者登録しないと施設の利用はできないのですか。

答 本システム導入後は、公共施設の予約には、利用者登録が必ず必要となりますので、施設窓口での直接登録申請のお手続きをお願いいたします。なお、1度登録していただければ、その後は自動更新となります。

問 利用者登録をしないと、システムから空き状況の確認もできませんか。

答 施設の空き状況は、利用者登録の有無に関わらず、どなたでもご確認いただけます。

問 システムを利用するために必要な機器を教えてください。

答 パソコン、スマートフォン等インターネットに接続できる環境があれば、どなたでもご利用できます。

問 パソコンやスマートフォンが使えないのですが、施設の空き状況の照会や予約は、これまでと同様に施設の窓口ではできないのですか。

答 これまでどおり、施設窓口での予約受付も承っておりますので、ご利用いただけます。

2 予約のキャンセルについて

問 施設使用料を納入しない場合、予約は取り消されるのですか。

答 納付がない場合には、予約が取消しになる場合がございますので、ご注意ください。利用申請した日から1週間以内に使用料を納付してください。期限までに納付がない場合は、予約を取消させていただきます。

3 施設利用料の支払い方法について

問 施設利用料をインターネット（公共施設予約管理システム）上で支払うことはできませんか。

答 お手数おかけいたしますが、施設利用料は、利用する施設の窓口でお支払いいただきますようお願いいたします。

ISO/IEC 27001

マネジメントシステム登録証



登録証番号 : JQA-IM0021

登録事業者 :

株式会社 TKC

地方公共団体事業部 営業本部 システム運用部

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地



091



当機構は、上記事業者の情報セキュリティマネジメントシステムを審査した結果、付属書に記載する範囲において、下記規格の要求事項に適合していることを証します。

ISO/IEC 27001:2013 / JIS Q 27001:2014

登録日 : 2002年 6月 21日

登録更新日 : 2019年 9月 17日

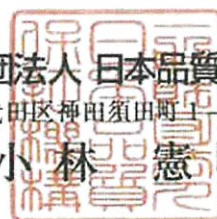
有効期限 : 2022年 9月 16日

本登録証の有効性は、当機構までお問い合わせの上、確認することができます。

一般財団法人 日本品質保証機構

東京都千代田区神田須田町1-25

理事長 小林 憲明



本証には付属書がありますので、合わせてご覧ください。

JQA

ISO/IEC 27001

付属書



登録証番号 : JQA-IM0021

1 / 1

登録事業者 :

株式会社 TKC

地方公共団体事業部 営業本部 システム運用部

登録活動範囲 :

地方公共団体（市町村）に対する大量一括処理方式によるコンピュータ・サービス

適用宣言書 :

ISMS適用宣言書（第8版）

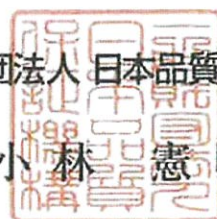
登録日 : 2002年 6月 21日
登録更新日 : 2019年 9月 17日

有効期限 : 2022年 9月 16日

本登録証の有効性は、当機構までお問い合わせの上、
確認することができます。

一般財団法人 日本品質保証機構

理事長 小林 憲明



本付属書は本証の一部のため、合わせてご覧ください。

JQA

プライバシーマーク
登録証



■ 登録番号 第 1 1 8 2 0 3 5 0 (0 8) 号

■ 事業所の名称及び所在地

株式会社 T K C

栃木県宇都宮市鶴田町 1 7 5 8 番地

■ プライバシーマーク付与の有効期間

2 0 1 9 年 6 月 9 日 ~ 2 0 2 1 年 6 月 8 日

■ プライバシーマーク付与適格性について審査を行ったプライバシーマーク指定審査機関

一般社団法人情報サービス産業協会

一般財団法人日本情報経済社会推進協会



プライバシーマーク付与事業者 更新審査中証明書

一般社団法人情報サービス産業協会
審査業務部長 鈴木 律郎



下記事業者は、更新審査中であることを証明する。

事業者名	株式会社TKC
登録番号	11820350 (08)
所在地	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

※この証明書は、当該事業者の付与の適格性の可否について決定するまでの間、プライバシーマーク制度の下記 URL「プライバシーマーク付与事業者情報」にて当該事業者の名称が公表されている限り有効である。

https://privacymark.jp/certification_info/index.html

〔参考〕プライバシーマーク付与に関する規約

第10条 付与機関は、更新を受けようとする事業者について審査機関から付与適格決定の通知があったときは、当該事業者と更新後の有効期間に対応する付与契約を新たに締結し、プライバシーマーク登録証を交付する。

2 更新後の付与契約の有効期間は、更新前の付与契約の有効期間が満了した日の翌日から2年とする。ただし、事業者は特別の事情がある場合、プライバシーマーク制度委員会での審議を経て、この期間の短縮を申し出ることができる。この場合、プライバシーマーク付与を受けた回数を示す番号は変更しないものとする。

3 第1項の事業者について審査機関が付与の適格性の可否について決定するまでの間は、当該更新前の付与契約は、その有効期間の満了後もなおその効力を有するものとする。この場合、有効期間の満了後に経過した期間については、更新後の付与契約の有効期間に算入する。

令和3年11月16日

令和3年度 第2回

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 議 資 料

〔 報 告 〕

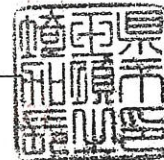


加 総 発 第 3 3 7 号

令和3年11月25日

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会会長 様

加須市長 大 橋 良



個人情報取扱事務の届出に関する報告について

個人情報保護に係る事務処理に関し、加須市個人情報保護条例第6条第1項及び第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 個人情報取扱事務の届出事項に関する報告

No.	個人情報取扱事務の名称	届出の区分	報告の内容	開始時期 (変更時期)	取扱の根拠	所管課	諮問事項
1	新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援	新規	新規事業	令和 3.8.27	条例第6条	地域福祉課	—
2	加須市筋力アップトレーニング事業運営管理及び事業評価に関する事務	変更	個人情報取扱事務の委託先等の変更	令和 3.8.20	条例第6条	いきいき健康長寿課	—

2 個人情報取扱事務の新規届出等についての報告（第6条関係）

（新規届出）

No.	個人情報取扱事務の名称（所管課）	届出概要・理由
1	新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援（加地－6）	新型コロナウイルスに感染し、自宅療養を余儀なくされた市民に対し、日々の療養生活の不安を軽減するとともに、安心な療養生活を過ごしていただくため、市の職員が自宅療養者宅の玄関先に食料品等の支援物資を配達（いわゆる置き配）するための届出 〔個人情報の収集対象者〕 新型コロナウイルスに感染した自宅療養中の方（濃厚接触者である同居家族を含む） 〔個人情報の記録の項目〕 氏名、住所、電話番号、健康状況、家庭状況

(変更届出)

No.	個人情報取扱事務の名称 (所管課)		
2	加須市筋力アップトレーニング事業運営管理及び事業評価に関する事務 (加健ー36 いきいき健康長寿課)		
	変更の理由	個人情報取扱事務の委託先等を変更したため	
	変更の内容	変 更 前 〔個人情報取扱事務の委託〕 ①委託先 (株) つくばウェルネスリサーチ 〔個人情報の記録の項目〕 ☐ 識別番号 ☒ 資格 ☒ 趣味 〔個人情報が記録されている主な行政情報等の名称〕 参加者希望受付簿 その他 18 帳票等	変 更 後 〔個人情報取扱事務の委託〕 ①委託先 受託事業者 (R3は(株)タニタヘルスリンク) 〔個人情報の記録の項目〕 ☒ 識別番号 ☐ 資格 ☐ 趣味 〔個人情報が記録されている主な行政情報等の名称〕 歩数計データ その他 12 帳票等 (委託先の変更に伴い、必要な帳票等を整理)